

待機児童の解消を求める意見書

子供には適切な保育と教育を受ける権利がある。保育所等を利用する児童数は、2017年4月1日時点で約255万人に達し、待機児童数は前年を約2,500人上回り、2万6000人を超えた。また、放課後児童クラブの待機児童数も約1万7000人程度で高止まりしている。

政府は、全ての子供たちが安心して育つことのできる社会を実現するため、十分な財源を確保し、保育施設等の拡充により子供たちの健やかな育ちの場を確保するとともに、その担い手が安心して就労を継続できる環境を整備するなど、地域の子育て支援の充実を進めるべきである。

よって、国においては、子育て支援策の拡充のため、次の事項について取り組むよう強く要望する。

- 1 待機児童の定義を潜在的待機児童も含めたものに見直し、認可保育所や放課後児童クラブの必要な整備量をより適正に算定した上で、整備計画を策定すること。
- 2 待機児童の解消及び地域の子ども・子育て支援策を拡充するため、十分な予算を確保し、子ども・子育て支援新制度を円滑に進めること。
- 3 子供の命を預かり、人格形成に重要な時期に適切な対応ができる保育人材を確保するため、保育士・幼稚園教諭等の賃金を2016年度より月額5万円引き上げる処遇改善を行うこと。
- 4 保育士等のワークライフバランスを実現し、潜在保育士の現場復帰を促すこと。
- 5 子供の安全と良質な保育・成育環境を確保するため、保育士の配置、子供1人当たりの面積の基準等は保護者の要望や地域の実情に応じて計画を立てることとし、規制・基準の緩和等による保育所等への臨時的な受入れ強化は行わないこと。
- 6 施設の種類や居住地などにより保育・教育の質にばらつき・格差が生じないよう、国が保育・教育の質ガイドラインを策定し、遵守を徹底すること。
- 7 地域の実情に応じて、夜間保育及び病児・病後児保育など多様な保育の提供に取り組むこと。
- 8 障がいの有無などにかかわらず、子供たちが自ら希望する場で保育や教育を受けられる環境を整備し、みんなが同じ場でともに過ごし、学び、成長しているようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年6月21日

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	加藤勝信様
内閣官房長官	菅義偉様
内閣府特命担当大臣	松山政司様

いわき市議会議員 菅波 健